

★ 公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第六号）（学事課）

一 改正の理由

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解の一部が改正されたことに伴い、新たな企業会計基準である資産除去債務の会計処理の規定を加えるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年二月六日